

芸術文化観光専門職大学入学前の既修得単位の認定規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芸術文化観光専門職大学学則（令和3年兵庫県公立大学法人規程第1号。）第17条第3項の規定に基づき、入学前の既修得単位の認定に関して必要な事項を定めるものとする。

(認定手続)

第2条 既修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに既修得単位認定願（様式第1号）に必要書類を添えて学務課に提出しなければならない。

2 前項の必要書類は、次に掲げるものとする。

（1）成績証明書

（2）シラバス又は授業の内容を記載した書類

(単位の認定)

第3条 学長は、前条の規定による願い出があるときは、教授会の意見を聴いた上で、これを認定することができる。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

既修得単位認定願

令和 年 月 日

芸術文化観光専門職大学長 様

受験番号

氏名 _____

芸術文化観光専門職大学学則第17条の規定に基づき、下記のとおり既修得単位の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

単位を修得した大学等、学部、学科等	入学、卒業等
大学	学部等 年 月 入学
短期大学等	学科等 年 月 卒業・退学等

入学前に他大学等で修得した授業科目等	本学で認定を受けようとする授業科目等		
既修得授業科目	単位	本学開講授業科目	単位
合 計		合 計	

添付書類

- 1 成績証明書
- 2 シラバス又は授業内容を記載した書類